

奈良県パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例（平成9年3月奈良県条例第24号）及び奈良県人権施策に関する基本計画（令和2年3月改定）の趣旨に基づき、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、様々な性的指向やジェンダーアイデンティティの人たちの生活上の障壁をなくすため、県は、パートナーシップ関係にある旨の宣誓の証明を行うこととし、その証明に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
- (2) ジェンダーアイデンティティ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。
- (3) パートナーシップ関係 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した二者間の関係であって、当事者の少なくともいずれか一方が、性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又はジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であるものをいう。

(パートナーシップの宣誓の証明等)

第3条 次の各号のいずれにも該当する当事者双方が、パートナーシップ関係にある旨の宣誓（以下「パートナーシップの宣誓」という。）をし、その旨を知事に届け出たときは、第5条の定めるところにより、知事は、その旨を証明する。

- (1) 当事者双方がともに成年に達していること。
- (2) 当事者の少なくともいずれか一方が、県内に住所を有すること又は県内への転入を予定していること。
- (3) 当事者双方がともに現に婚姻をしておらず、かつ、現に当該パートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (4) 当事者双方が民法（明治29年法律第89号）の規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。当事者双方又は一方が外国人のときも、同様とする。

2 パートナーシップの宣誓の方法は問わない。

(パートナーシップの宣誓の届出)

第4条 前条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、当事者双方がそれぞれ自署したパートナーシップ届出書（第1号様式。以下「届出書」という。）の正本1通及び副本（正本を複写機により複写したものを含む。）2通に、次に掲げる書類を添付して、当事者双方が来庁し、知事に提出しなければならない。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し

(2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類

2 届出をしようとする当事者の一方又は双方が届出書に自署することができない場合においては、県職員及び当事者双方の立会いの上、当該当事者以外の者に代筆させることができるものとする。

3 届出をしようとする当事者双方は、届出書を提出する際には、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかの提示をしなければならない。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 他の官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。

(5) その他前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

(パートナーシップの宣誓の証明の方法)

第5条 パートナーシップの宣誓の証明は、届出をした当事者双方に対し、パートナーシップ届出書受領証（第2号様式。以下「受領証」という。）を交付して行う。

2 パートナーシップの宣誓をした当事者双方には、受領証のほか、受領印を押印した届出書の副本を交付する。

(通称の使用)

第6条 当事者に氏名を使用することが困難な特別の事情があると認めるときは、受領証に通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいう。）を使用することができる。

(受領証の再交付)

第7条 第5条第1項の規定により受領証の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）は、受領証の記載事項に変更を生じたとき又は受領証を破り、汚し、又は失ったときは、その再交付の申請をすることができる。

- 2 前項の規定による申請をしようとするときは、パートナーシップ届出書受領証再交付申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、受領証の記載事項に変更を生じたときは受領証及び変更を証する書類を、受領証を破り、又は汚したときは当該受領証を添えるものとする。

（受領証の返還）

第8条 被交付者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ届出書受領証返還届（第4号様式）に受領証を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップ関係が解消されたとき。
- (2) 当事者の一方が死亡したとき。
- (3) 当事者双方が県内に住所を有しなくなったとき。
- (4) 届出書を提出した時点において両当事者が第3条第1項各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

（事務の所管及び事前調整）

第9条 この要綱に関する事務は、文化・教育・くらし創造部人権施策課において処理する。

- 2 届出をしようとする当事者は、あらかじめ届出をする日時等について前項の所管課と調整するものとする。

（他の自治体と連携を図る場合の取扱い）

第10条 他の自治体（以下「転出自治体」という。）においてパートナーシップの宣誓の証明等を受けている者が、県内に住所を移した後も引き続きパートナーシップ関係を継続し、本県の証明を受けようとするときは、当事者双方がそれぞれ自署したパートナーシップ継続申告書（第5号様式。以下「継続申告書」という。）の正本1通及び副本（正本を複写機により複写したものを含む。）2通に、次に掲げる書類を添付して、来庁又は郵送により提出しなければならない。

- (1) 転出自治体が当該自治体の制度により交付した受領書等
 - (2) 法第12条第1項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し
- 2 前項の証明については、第5条の規定を準用する。
- 3 第1項の規定による継続申告書の提出があった場合においては、その旨を転出自治体に通知するものとする。この場合において、知事は、当事者双方の同意を得なければならない。
- 4 継続申告書を提出する者（以下「継続申告書提出者」という。）の一方又は双方が継続申告書に自署することができない場合においては、第4条第2項の規定を準用する。

5 継続申告書提出者は、それぞれ本人であることを明らかにするため、継続申告書を提出する場合にあっては、第4条第3項各号に掲げる書類のいずれかを提示し、郵送による場合にあっては、第4条第3項各号に掲げる書類のいずれかの写しを提出しなければならない。

(個人情報の適正な取扱い)

第11条 県は、この要綱に基づき保有することとなった個人情報を適正に管理するものとする。

(県の施策の推進に当たっての配慮)

第12条 県は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップ関係にある当事者に十分に配慮するよう努めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。